

処 分 の 種 類	免許取消処分
処 分 年 月 日	令和2年3月23日
商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)	株式会社GO TO NEXT (1120001201971)
代 表 者	後藤 裕聡
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第59449号 平成29年1月19日
主たる事務所の所在地	大阪市西区
<p>処 分 等 の 理 由</p> <p>宅地建物取引業法第67条第1項の規定により、令和2年2月18日付大阪府公報第192号大阪府告示第242号で被処分者の事務所の所在地の申し出を促したところ、30日を経過しても申し出がないため。</p>	